

令和6年度

高槻市農地等利用最適化  
推進施策等に関する意見

令和5年10月3日

高槻市農業委員会

## 令和6年度高槻市農地等利用最適化推進施策等に関する意見

近年の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者不足による遊休農地の増加に加え、コロナ禍や台風など脅威を増している自然災害、またロシアによるウクライナへの軍事侵攻の長期化等により世界情勢が一変し、これらの影響により生産資材価格等が高騰するなど、農業者にも厳しい状況が続いている。一方で、都市住民による農業への関心の高まりなどの後押しを受けた「都市農業振興基本法」の制定等、農業を取り巻く環境も大きく変化している。

市はこのような社会状況の変化に対応し、本市の豊かな農林業を次世代に繋ぐため「農林業基本計画」を策定し、「市民と農林業者がともに目指す豊かな農林業の創造」という基本目標のもと、その実現に向け、市、農林業者をはじめ、市民や農業委員会を筆頭とする関係組織とが協働で様々な施策を行うことにより、本市農林業のさらなる振興に取り組んでいくとしている。

また、国は「農業経営基盤強化促進法」の一部を改正し、市町村の責務として、地域の農業者をはじめとした関係組織と密に協議を行い、地域における農業の在り方や農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた「地域計画」の策定をすることとしている。

これを受け、当委員会では現在、「地域計画」策定のため農業者の現在置かれている状況や今後の農業経営の意向を把握するとともに、これらの意向に基づいた「目標地図」の作成を行うべく、その基本となる「現況地図」の策定に向け、作業を進めているところである。また、「担い手への農地の集積」・「遊休農地の解消」・「新規参入の促進」といった農地利用のいわゆる「最適化活動」に係る目標を定め、その達成に向けた活動を行うとともに、農業者の代表機関として市や関係組織との連携を図ることにより、農地の適正な利用や農業の持続的発展にも取り組んでいる。これには、本年7月に農業委員と農地利用最適化推進委員の改選が行われ、新たな体制となった後も引き続き全力で注力していくもので、あわせて今後市が行おうとする「地域計画」策定にあたっては全面的に協力していく所存である。

このたび、農業委員会等に関する法律第38条に基づき、農業者や農業関係団体等の意見・要望を、「農地等利用最適化推進施策等に関する意見」として取りまとめた。本市の農業の持続的発展、また、市が今後も農業委員会とともに行っていく農業施策の実現のためにも、令和6年度の施策立案や予算編成にあたり、所要の措置を講じられたい。

# 1 都市農業振興施策全般について

農業者を取り巻く環境は、後継者不足や農業用機械等の老朽化により、市の農業施策による支援はあるものの、離農する者や営農を縮小せざるを得ない者が後を絶たない。また、営農を継続しようとする者の中にも、近年の異常気象の影響で、本市の主要な農産物である米を、今後も品質・収量ともに維持し、栽培し続けることができるかどうか、不安を覚えている者は少なくない。そのような状況であるため、近年では耕作がなされず、遊休農地となっている農地も増加傾向にあり、周辺の優良農地への悪影響も懸念される。

農業者が今後も営農を継続していくため、以下に都市農業振興施策全般について意見を取りまとめた。

## ①農業経営継続のための支援

- (1)相続税納税猶予制度の維持はもちろんのこと、営農者が高齢化している現状に鑑み、免除の確定までの期間については現在の終身から20年に短縮されるよう国に強く働きかけられたい。
- (2)昨今続く飼料・肥料・農薬等の価格高騰に対しての国の支援に加え、市独自の支援を昨年度と今年度、2度講じられたが、今後も継続的な支援の実施を願いたい。
- (3)経営所得安定対策事業の交付対象水田について「5年水張りルール」が示されたが、山間地で狭小な水田が多数見受けられる地域では基盤整備も行えず、水張りも困難な状況である。補助金、交付金制度の利用に際しては、地域農業の重要性を考慮し、各地域の農地の特性にあった、市独自の特例措置等を検討いただきたい。
- (4)近年、ガソリンスタンドではセルフスタンドが主流となっている。ガソリンの携行缶への詰め替えについては、基本的に店舗の従業員が行うとされており、農機具用燃料の確保に苦慮している。農業者が農作業に必要な燃料を購入しやすくなるような仕組みを研究し、創設されたい。

## ②優良な担い手の確保や受託組織への支援

担い手の高齢化や離農、営農規模の縮小が進み、遊休農地の増加が予想される。遊休農地の解消、発生防止の観点からも担い手の確保は喫緊の課題である。子ども世代のUターンや他市町村からの定住による農業従事希望者を募るなど、優良な担い手の確保・育成支援に取り組むとともに、受託組織に対するさらなる支援・拡充を図っていただきたい。また、行政を筆頭に関係機関、及び地元実行組合と課題共有のもと連携強化を図るとともに、実効性のある具体的な施策展開を行われたい。

### ③農地の適正管理

遊休農地の状況を考察すると、特に他地区からの耕作者や相続で取得した所有者等が農地の管理が不十分である状況が散見されるため、農地の適正管理についての啓発活動を実施するとともに、周辺農業者等から苦情が出ないような遊休農地対策の強化策を検討されたい。

### ④高温対策品種の開発

気温が2℃上昇すると、米の収穫量は全国平均で約3%減少するとともに、米の品質も未熟米が多くなり、1等米比率が低下すると言われている。今年の夏は特に暑かったが、これは今後、毎年続くものだと予想される。各地の農業研究センターでは、高温に耐えられる新品種が續々と開発されている現状にある。本市としても高温障害に耐性を持つ品種を早急に大阪府の奨励品種とするよう強く働きかけるとともに、喫緊の優先課題という観点のもと、関係機関ともに対策に取り組まされたい。

### ⑤農業者と行政の積極的な意見交換

農業者が抱えている問題は多岐にわたり、諸問題の解決にあたっては、まずは行政、関係機関、並びに地元実行組合による協議の場を設定することによりスタートするものだと考える。地区別に定期的な意見交換会を開催することで、各地域が抱えている農業を継続していく上での問題の共有と、これに対する抜本的な対策を継続的に取り組まされたい。

## 2 地産地消や食育啓発、主産地育成事業の推進について

都市で農業を営んでいくためには、地域住民の農業への理解がとりわけ必要不可欠である。住民や子どもたちが農業に触れ、また、地域で採れたものを消費することを通じて、農業者と住民の交流を深めていくことが重要である。

以下に地産地消や食育啓発、主産地育成事業の推進について意見を取りまとめた。

### ①学校学習田支援事業

学校学習田事業は次代を担う子どもたちに対し、食の大切さに加え、地域の良好な都市環境の形成や維持等、農地が多面的な機能を果たしていることを教える貴重な体験の機会となっている。しかし一方で、事業を担う実行組合員の高齢化が避けられない状況にあり、近い将来、方針や体制・組織の見直しが課題になることが予想される。市、とりわけ教育委員会の積極的姿勢での事業の実施と課題解決に向けた対策を講じるとともに、事業継続に向けたさらなる予算の拡大を実施されたい。

## ②学校給食における地産地消の推進

学校給食において地域で作られた農産物を提供することは、次代を担う子どもたちに日本の良き食文化や食生活を守り伝えるという点で大きな役割を果たしている。地域農業の活性化のため、農業者が意欲的に取り組めるよう、すべての学校給食に地元の高槻産農産物の特別枠を設定するとともに、生産価格に見合う買取り価格が実現されるよう支援されたい。また、米飯給食において、地元高槻産米を提供されているが、子どもたちに米の本来の味を食してもらうため、麦との混合による提供の見直しを検討されたい。

# 3 農地の保全に向けた農業施設の整備について

農道や農業用水路等の農業の基盤となる施設の整備や適切な維持管理は、農作業の効率化に繋がり、地域の農業を存続させていくために必要不可欠である。また、農業施設の老朽化による機能の低下は、農作業にかかる労力を増大させるだけにとどまらず、農作業上の事故の一因ともなりかねない。

農業者が今後とも営農を継続していくため、以下に、農地保全に向けた農業施設の整備等について意見を取りまとめた。

## ①農道や農業用水路等の整備及び管理

農道や農業用水路等は都市農業の維持発展に欠かすことのできない重要な基盤である。しかし、老朽化やここ数年必ずどこかで発生する集中豪雨に起因した甚大な被害により利用に支障をきたしている現状がある。また、災害等により被害の現状把握がなされないことで、二次的な災害を招く可能性も生じる。耕作条件を改善し、農作業を効率的・安全に行っていくため、農道・農業用水路の整備・改良・補修に係る事業予算の拡大・拡充を図るとともに、特に災害時は管理者により河川の護岸、農道・農業用水路、及びため池の農業用施設の点検等を通じた安全対策を講じられたい。

## ②農業基盤保全事業の利用推進

農業基盤保全事業の一般土地改良事業における畦畔等改良整備に係る一事業200万円の限度額の大幅な拡大や、棚田等の農地にも当該補助金の活用ができるよう、受益面積10a以上及び直高0.9m以上の畦畔等工事の利用要件を見直し、地域の実情に沿った制度設計を実施されたい。

## ③農業用水の確保対策

農業用水が不足する地区において用水を確保するため、地域の実情を十分把握し、複数の井戸を新設されたい。また、各地に点在するため池（個人所有であっても地域で使用され水利権が発生する等）の整備・改修や耐震検査等は、農業用水の渇水対策のみならず、防

災対策としても意義があるため早期に実施されたい。

#### ④小規模農地の集約化事業について

効率的・経済的な農業を営むため、小規模な耕地整理が実施できるような制度を創設されたい。

## 4 農空間を取り巻く良好な環境の形成について

有害鳥獣による農業への影響は、単に農産物の被害のみに留まるものではなく、その対策は多額の資金や労力の投入を余儀なくされ、大きな負担となっている。また、丹精込めて育てた農産物が食い荒らされることは、農業者の耕作意欲を大きく低下させることとなっている。有害鳥獣による被害以外にも、ゴミの投棄等による被害は農空間を取り巻く良好な環境を害するのみならず、怪我や農業用機械の破損といったリスクをも包含している。農業者の耕作意欲を高め、今後も農業を継続していくためには、良好な営農環境が形成されることが不可欠である。

以下に農空間を取り巻く良好な環境の形成について意見を取りまとめた。

#### ①有害鳥獣対策

有害鳥獣被害の防止を目的に、「鳥獣被害防止特措法」が平成19年に成立し、国において広域鳥獣被害総合対策事業を実施しているものの、有害鳥獣による農作物の被害は後を絶たない。農業者の耕作意欲を低下させないよう、国に対し、本事業の継続実施を強く働きかけるとともに、市においても地域主導による対策をうたう本法の趣旨に則り、以下の意見について対応されたい。

- (1)従来から実施されてきた有害鳥獣対策事業の諸予算を増額し、各種補助施策について一律5割の補助を実現されたい。
- (2)有害鳥獣の防護柵の設置補助に係る予算を増額するとともに、既存防護柵の補修や電気柵の設置に係る工事費や電気代等の運用費についても補助の対象とされたい。
- (3)有害鳥獣の捕獲檻の設置補助に係る予算の拡大に取り組みされたい。従来の囲いわな・箱わなだけでは効率的な防除ができていないことから、くくりわな等の使用許可、及び監視機能付箱わなの設置をされたい。また、アライグマによる農作物への被害が多く檻が不足しているため、増加していただきたい。
- (4)わな猟免許の補助金はあるが網猟免許は対象外であるため、補助金対象を拡大されたい。
- (5)近年はサルやイノシシ等による農産物の被害が増加傾向にある。個人でも対策を取っているがその効果は極めて少ないため、行政による現地で被害状況確認をするとともに、早急に有効な対策を講じられたい。
- (6)農産物に被害をもたらす鳥獣は下記に列記するように多岐にわたっており、被害状況も

異なる。捕獲対象の有害鳥獣に、近年被害が増加傾向にあるサルやハクビシン等を追加指定し、有害鳥獣の特性や地域の実情に応じた対応を実施されたい。

＜農産物に被害をもたらす鳥獣＞

イノシシ、シカ、サル、アライグマ、ヌートリア、ハクビシン、カラス、ヒヨドリ、スズメ等

## ②ジャンボタニシの防除対策

ジャンボタニシについては各農業者で駆除・防除対策を実施しているが、市内全域の水田で被害が拡大している状況下であり、根絶には複数年の長期的な一斉駆除の取組が必要となる。市による被害状況調査の実施と有効な対策方法等について、あらゆるメディアを通じた情報収集、並びに研究を行い、有効性のあるものについて市内の農業者に対して周知啓発・情報提供されたい。また、農業者にとって防除薬剤等に係る費用についても負担が大きいものとなっているため、防除薬剤の無料配布等を含めた施策の実施を実現されたい。

## ③不法投棄への対策

農道も含めた道路に隣接する農地は、ゴミの不法投棄やペットの糞等の被害に悩まされている。特に空き瓶、空き缶等の投棄は農業用機械の損壊の原因となり、農作業上の怪我の原因にもなりうる。「高槻市まちの美化を推進する条例」を改正し、同条例で定める「その他の公共の場所」に、道路に隣接する農地や山林等も含め投棄を規制するとともに、悪質な違反者に対しては、個人名の公表等の罰則規定を設けることで、実効ある運用ができるよう見直されたい。また、農道も含めた道路に面した農地へのゴミの不法投棄抑制のため、道路に面した部分に高さ1.5m以上のフェンスの設置に対する補助制度を市において創設することを改めて検討されたい。

## ④農業用水路等の管理

農業用水路における不法投棄、汚泥、土砂、空き缶等のゴミの堆積や菱や水草の繁茂は、悪臭や下流への流れの阻害の原因となっており、近年の集中豪雨の際に度々発生する水位の急上昇の一因にもなっている。定期的な点検と浚渫工事、三面護岸（U字溝）工事施工等の実施に取り組まれたい。近年は雑草類の生育も早いため、水利組合員等での作業が困難な小溝の土砂、雑草の除去実施のサイクルを短縮されたい。さらには、地域の要望に沿って実施されている池・川・水路等の除草、ゴミの回収を継続されたい。

## ⑤農道（道路）の管理

農道等での迷惑駐車が年々増加しており、農作業に支障をきたしているため、関係機関と連携し、警告看板の設置や地元実行組合と協力したパトロールの強化等の対策を講じられたい。また、農地に接する道路から雨水・油類の流入とゴミ・砂利等が落下する状況が散見される。これは道路面が農地に向かって傾斜していることに起因することから、道路構造の改善等対策を講じられたい。

## ⑥ため池の適正な管理

ため池での水難事故防止のための点検や対策については、各実行組合等で行うよう府や市から通知されているところであるが、実施に当たっては多額の費用が必要となるため、行政での費用負担をお願いしたい。また、学校・保護者・自治会などに対し、危険性の啓発や危険区域への立入禁止の指導を徹底されたい。さらに、老朽化したため池等については、農業において死活問題であることに加え安全面でも危険を伴うため、所有者を問わず、市において耐震調査の実施や適正な管理に係る整備を行うとともに、菱やアズラ・クリスタタ（オオアカウキクサ）等の駆除に向けた対策にも取り組まされたい。

## ⑦農業用水の水質保全

農業用水路やため池において、ゴミ等の不法投棄や近隣で開発が行われた事業所や幹線道路等から流入する油類により水質汚染が生じている。特に産業廃棄物等による異臭やレジ袋等のごみ・ホコリの飛来により健康被害の影響、ひいては、農業用水の水質悪化も懸念される。農業用水路・ため池の水質保全のため、定期的な水質検査を実施し、水質改善に向けた近隣の事業所等への指導、また、地域の実情に応じた排水対策の指導を徹底し、対策を講じられたい。

## ⑧良好な農空間の維持

農地やその近隣での開発事業にあたっては、周辺農地の用排水に支障をきたさないよう、事業者に対して地元実行組合等と十分に協議するように指導されたい。

## ⑨水路の不法占拠について

住宅の側面・裏側に接する水路に軽易な鉄板や木製の構造物が設置されている。想像をはるかに超える記録的な豪雨で一気に増水し、浸水等被害の大きな要因にもなりうる。今後、設置者が不在となることも予想されるため、早急に不法占拠構造物の撤去をお願いしたい。

# <付帯する意見・要望>

## ①檜田地区における山林や溪流とその付近の保全対策

近年の台風被害等で山の斜面が崩れ、災害復旧工事の実施も進んではいるが、現在でも大雨が降ると再度崩れ、道路が通行止めになるという状況にある。また、溪流沿いの流木により、河川や水路をふさぎ、さらなる被害を拡大させている。土石流危険溪流における流木対策や道路沿いの倒木対策、放置竹林対策等の森林の保全対策を実施されたい。さらには、田能西浦地区にある取水口が老朽化し、取水が困難になっているため、改修・補修を実施されるとともに、田能地区に5か所あるため池の耐震調査を実施されたい。今後とも継続して地域の生活と農業を一体的に守っていくべく、山の管理や河川の護岸の管理など、

関係機関とともに取り組まれない。

## ②芥川流域の取水堰堤の補修

清水地区にある芥川流域の取水堰堤の老朽化が進行し取水が困難となっているため、改修・補修を強く要望する。

## ③芥川地区における芥川流域の浚渫等

大蔵司橋下より郡家水利組合取水場堰堤までの間は土砂の堆積量が非常に多く、その状況は左岸から川幅の半分以上までとなり、川幅を狭くしている。平常時、水の流れは右岸に偏り、堰の中央部からの流れが少なくなっているが、増水時には強い水圧が堰堤や郡家水利組合の取水施設の擁壁にあたり、前面の川底が深くえぐられている状況である。下流には西野水利組合の取水口があり、今年の台風の際には管が閉塞する事態に陥った。口径300mmの管で川から直接入水することとなるため、土砂等の堆積が多くなってきている。浚渫については、大阪府への交渉を毎年お願いしているが、未だに実施されず、土砂の堆積は年々増加している。近年、想像をはるかに超える記録的豪雨で大洪水による被害が各所で発生している。芥川流域で悲惨な災害とならないよう早急な対応を願いたい。

## ④今井出水路の浚渫及び川底の補修について

古くから芥川から取水し、農業用・生活用として利用する今井出水路は郡家本町・郡家新町の重要な基幹水路である。毎年郡家水利組合で浚渫・清掃を実施しているが限界があり、市においても3年周期で浚渫を実施されているが、実施周期の短縮と併せ、川底の補修工事をお願いしたい。

## ⑤女瀬川流域の浚渫工事等

女瀬川の降雨時における増水傾向は近年著しく喫緊の課題である。女瀬川とその関連の公有水路の浚渫工事を実施されたい。また、堤防敷の上部付近は草などが防護柵を越えて繁茂していることから、歩行者をはじめ、車両の通行など安全面からも堤防敷の草刈を特に繁茂前に年2回実施するよう大阪府や関係機関に働きかけられたい。

## ⑥五領地区における河川の浚渫工事

一乗寺川、三五郎川や萩之庄川等の山から流れてくる河川は泥や土砂が堆積しやすく、集中豪雨の際には水位の上昇を招くため、浚渫工事を実施されたい。

## ⑦排水機場周辺の適正な管理

第二今戸排水機場から前島排水機場までの公有水路の犬走りの整備と、雑草・立ち木の伐採を実施されたい。

#### ⑧五領地区における環境保全

農地や農業用水路の周辺が産業廃棄物等により環境悪化が懸念される。市においては近隣業者への指導を徹底し、環境保全に万全を期していただきたい。上牧の内ヶ池や道鶴の野川水路、前島の排水ポンプ場前、産業廃棄物処理業者周辺の水路等についても、地元実行組合の要望に応じ、排水対策・水質検査を定期的実施されたい。また、三五郎川等で発見された侵略的外来水生植物（オオバナミズキンバイとナガエツルノゲイトウ）の早期根絶のため、状況確認と徹底した対応をとっていただきたい。さらには、イノシシ、鹿等によるタケノコ被害が年々増加しているため、捕獲対策を強化していただきたい。また、アライグマや年々増加するヌートリアの被害については、個人でも対策を取っているが効果が少ない。行政による現地での被害状況確認を実施するとともに捕獲対策を講じられたい。

#### ⑨新名神高速道路周辺の営農環境への配慮

新名神高速道路から交通事故等を起因とする油の流出等による営農環境への影響が発生しないよう、防止対策とチェック体制が適正に実施されるよう関係機関に働きかけられたい。

#### ⑩市道原成合線周辺の営農環境への配慮

市道原成合線の周辺における圃場や山林へのゴミ等の不法投棄の防止や、農業用水路設備の維持管理に取り組まれたい。

#### ⑪農業振興地域農用地について

三箇牧地区においては農業振興地域制度に基づく農用地が多く存在するが、制度開始から約50年以上も経過し、周囲の環境、及び国内における食糧事情についても大きく変化している。このような状況において、今後の農業のあり方について行政と地元実行組合との意見交換をする場・研究する場を設定されたい。

#### ⑫レンゲの里、コスモスロードやチューリップフェスタ事業の推進

市民とのふれあいの場を提供するレンゲの里、コスモスロードやチューリップフェスタなどのイベント運営への継続的な支援をお願いしたい。